

平成16年度農林水産省標準歩掛改定内容

測量業務編

- 安全費の積算
 - ・安全費の算出定義を、当該測量業務を遂行するために安全対策上必要となる経費として、現場状況により、以下の(1)又は(2)により算定した額とするように算出基準の仕様改訂。
 - (1) 当該地域の安全費率を用いて算出する。
 - (2) (1)により難しい場合及びくま対策ハンター、ハブ対策監視員及びこれに伴う機材等に係わる安全費として、現場状況に応じて積上げ計算により算出する。

- 水準測量
 - ・簡易水準測量について積算基準書項目から適用除外

地質調査業務編

- 土質分類法が「日本統一土質分類法」から「地盤材料の工学的分類法」に移行
 - ・地質調査の土質・岩分類の改訂

設計業務編

- ほ場整備（実施設計）
 - ・適用設計対象面積の上限が200haと設定
 - ・歩掛基準面積及び歩掛の変更
 - ・適用補正值算出条件内容の変更

- 畑地かんがい施設（実施設計）
 - ・適用設計対象面積の上限が200haと設定
 - ・歩掛基準面積及び歩掛の変更
 - ・適用補正值算出条件内容の変更